安 全 報 告 書

２０１７年（平成２９年度）版

道南いさりび鉄道株式会社
South Hokkaido Railway Company

目　　次

１．ごあいさつ　……　１

２．安全の基本理念　……　２
　２－１　安全の基本理念に関する基本的な考え方
　２－２　輸送の安全に関する基本方針と安全目標の設定

３．安全管理体制の構築　……　３～４

４．鉄道運転事故等の発生状況　……　５～６

５．行政指導等　……　６

６．安全確保の取り組み
　（１）教育訓練等　……　７～８
　（２）各種会議等　……　９
　（３）踏切事故防止啓発　……　９～１０
　（４）普通救命講習　……　１０
　（５）北斗市災害図上訓練の参加　……　１０
　（６）鉄道運行の安全の取り組み　……　１１～１２
　（７）お客様へのお願い　……　１３～１４

７．その他
　（１）関係者との協議　……　１５
　（２）お客様のご意見等　……　１５
　（３）保健衛生対策等　……　１５～１６

８．安全報告書に対するご感想・ご意見等について　……　１６

１　ごあいさつ

日頃より、道南いさりび鉄道をご利用いただき誠にありがとうございます。
また、お客様をはじめ関係各位には平素より弊社の事業運営に特段のご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

平成２６年３月に、北海道新幹線の開業に伴い、地域の皆様の足として五稜郭・木古内間の第３セクターによる鉄道事業を開始して以来、はや３年目を迎えました。

この間、「鉄道輸送の安全性を最優先とする」という基本理念のもと、安全確保の取組みとして、私以下全社員が、日々実践していくための具体的な指針となる「安全の手引き」を策定し、お客様、地域住民、社員の命を守ることに対する価値観の共有に努めてまいりました。

さらに、安全管理全般に関わり主体的に関与し、社員の先頭に立ち、関係法令の遵守、作業状況の確認、担当社員とのコミュニケーションなど現場の現状把握に心掛けて参りました。
幸いにも、現在までのところ、事故やインシデントの発生はありませんが、安全に「これで十分」ということはございません。

今後も、ＰＤＣＡ〈計画・実践・検証・改善〉の機能を最大限に発揮して、常に安全に対する取組みの改善と意識の向上を図って参ります。

この安全報告書は、鉄道事業法第 19 条の 4 項に基づき、鉄道輸送の安全確保のための取組や実態を取りまとめたものでありますので、どうか皆様の忌憚のないご意見やご感想をお聴かせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

２０１８年８月３１日

道南いさりび鉄道株式会社
代表取締役社長　小　上　一　郎

２　安全の基本理念

道南いさりび鉄道では、安全の基本理念として、「安全こそが最優先すべき共通の価値観である」ことを掲げ、全ての役員及び社員が守るべき行動指針及び行動原則として、安全方針を定めています。私たちは、この安全方針の実践と浸透に努め、全社一丸となって取り組みます。

【 安全の基本理念 】

「鉄道輸送の安全性を最優先とする」

【 基本的な考え方 】

- 安全とは、「お客様、地域住民及び社員の命を守ること」であり、全社員が共有し、最優先で守るべき共通の価値観である。
- 安全は「社会に対する責務」であり、安全を守り続けることで社会から信頼を得るものである。全ては安全に対する信頼から始まる。
- 昨日までの安全が、今日からの安全を保障するものではく、安全にゴールはない。
- 安全を追求するために私たちが成すべきことは、地道に取り組んでいく不断の努力である。

【 安全方針 】

（安全管理規程に定める「輸送の安全を確保するための基本的方針」）

① 安全は、輸送業務の最大の使命である。
② 安全の確保は、規程の遵守及び執務の厳正から始まり、不断の修練によって築き上げられる。
③ 確認の励行と連絡の徹底は、安全の確保に最も大切である。
④ 安全の確保のためには職責をこえて一致協力しなければならない。
⑤ 疑わしいときは、手落ちなく考えて、最も安全と認められるみちを採らなければならない。

３　安全管理体制の構築

当社では、社長をトップとする安全管理体制を構築・運用しています。この組織体制の中で、安全管理体制推進の総責任者である安全統括管理者として運輸部長を配置し、取締役会に出席させ、安全に関する報告及び意見陳述を行わせるなど、安全統括管理者に求められる役割と責任を十分果たせるよう社内体制の強化を図っています。

安全統括管理者である運輸部長は、社長の指示のもと、安全管理体制のＰＤＣＡサイクルを回すための責務と権限を有することを自覚し、現場の状況を十分掌握し、必要な指示を的確に行っています。

【安全推進委員会の設置】

社長を委員長とする安全推進委員会を設置し、安全の原動力としてＰＤＣＡサイクルを推進しています。

安全推進委員会においては、自社のみならず他社の事故情報やヒヤリ・ハット事象等、調査審議を行い安全体制構築の推進を図っています。社長は会社経営にあたり、安全推進委員会での審議結果を最大限尊重し、確実な実施を図っています。

【安全体制の組織概要】

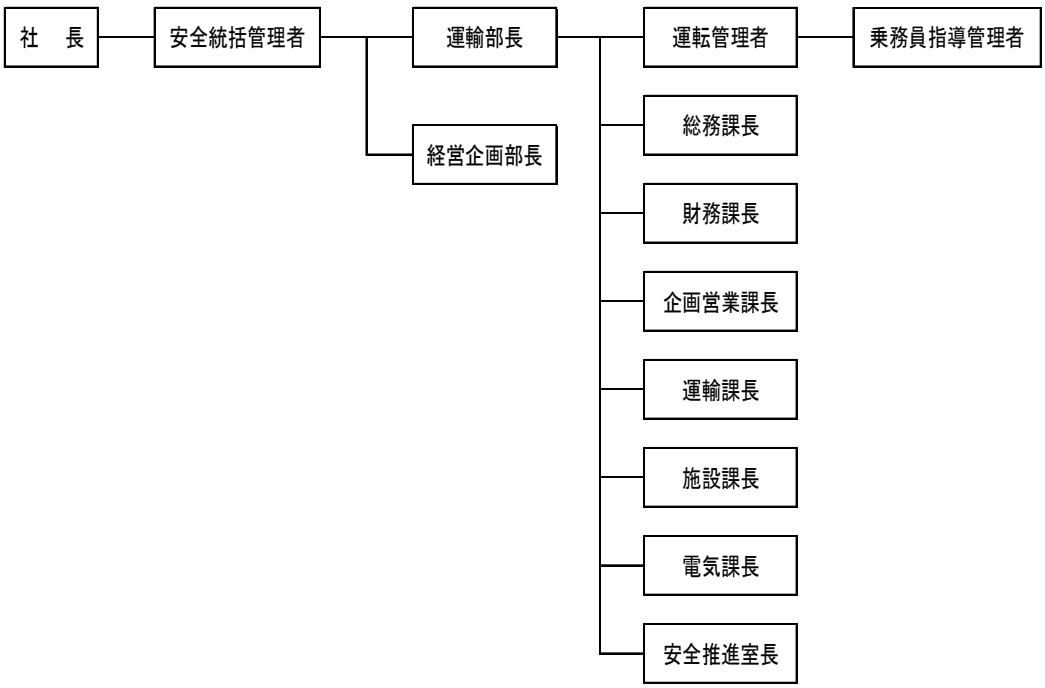

【各安全管理者等の役割】

役　　職	役　　割
社　　長	輸送の安全を確保するため業務全般を総理する。
安全統括管理者 （運輸部長）	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。 毎年度策定する安全推進計画の着実な推進及びその実施状況の確認を行う。
運転管理者 （運輸課担当課長）	安全統括管理者の下、運転に関する事項を統括する。
土木施設管理者 （施設課長）	安全統括管理者の下、土木施設に関する事項を管理する。
電気施設管理者 （電気課長）	安全統括管理者の下、電気施設に関する事項を管理する。
車両管理者 （運輸課長）	安全統括管理者の下、車両に関する事項を管理する。
乗務員指導管理者 （乗務所長）	運転管理者の下、乗務員の資質保持に関する事項を管理する。
経営企画部長	安全に関する投資、予算及び要員計画等を統括する。
総務課長	安全に関する投資及び要員計画等を管理する。
財務課長	安全に関する予算等を管理する。

４　鉄道運転事故等の発生状況

鉄道事故等報告規則（昭和62年2月20日運輸省令第8号）に基づき、国土交通省北海道運輸局に報告した鉄道運転事故等の発生状況は、以下のとおりです。

（１）鉄道運転事故

２０１７年度の発生はありませんでした。

鉄道運転事故	列車追突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故をいいます。

（２）インシデント

２０１７年度の発生はありませんでした。

（３）輸送障害

２０１７年度の輸送障害は２６件発生しました。
部内原因は施設障害が５件で、軌道に関するものが４件、電気設備に関するものが１件でした。
部外原因は２１件で、特徴的なものとしてミサイル発射によるMネット発動によるものや、沿線火災によるものがありました。その他、雪害等自然災害が１７件でした。

＜部内原因によるもの＞

①７月２４日　「施設障害（土木）」　（上磯駅構内）

上磯駅構内で、列車の存在を検知する回路が故障。レール部品の絶縁材がずれ、列車がいないのに存在していると検知したため、列車が上磯駅に進入できない状態となりました。この事象を受け、巡回時の確実な点検を行い計画的に道床のつき固めを実施していきます。

②１２月１８日　「施設障害（土木）」（五稜郭駅～七重浜駅間）

五稜郭駅～七重浜駅間にある古川道路踏切を通勤のため通った方から、踏切の敷板が浮いているとの連絡を頂き、安全の確認が取れるまで列車を止めました。凍結のために敷板が凍上したものであり、同様の踏切の一斉点検を行うとともに、巡回時の敷板点検を強化しました。

③１２月２４日　「施設障害（土木）」　（久根別駅構内）

久根別駅五稜郭方のポイントが自動で動かなくなり、点検及び復旧作業に時間を要し、旅客列車１本が運休、６本の列車に遅れが発生しました。原因はポイント床板がマクラギに食い込み傾斜したためで、巡回時に傾斜を認めたら直ちに処置を行うことにしました。

④１月１４日　「施設障害（電気）」　（久根別駅構内）

久根別駅五稜郭方のポイントが自動で動かなくなり、点検及び復旧作業に時間を要し旅客列車１本が運休、４本の列車に遅れが発生しました。原因はポイントを動かすモーター装置とレールとを固定している締結装置のナットが緩みロックが収まっていなかったためです。事象発生後、同様のモーター装置の一斉点検と、当該ポイントについては締結装置不要のモーター装置へ変更し障害は解消しました。

⑤２月７日　「施設障害（土木）」　（泉沢駅～札苅駅間）

泉沢駅～札苅駅間で、列車の存在を検知する回路が故障、レールとレールの間にある継ぎ目板のボルトが折損し板が脱落していました。この影響により、２本の旅客列車が運休となりました。原因は継目ボルトが列車の繰り返し荷重により脱落・折損したためです。列車巡視及び列車動揺測定を行い、不良箇所が認められた場合は速やかに補修を行います。

輸送障害	鉄道における輸送に障害を生じた事態であって、鉄道運転事故以外のもので、列車の運転を休止したもの又は旅客列車については30分以上、それ以外の列車については１時間以上の遅延を生じたものをいいます。
部内原因	車両の設備等の故障、社員の取扱い誤りが原因のものです。
部外原因	線路内支障（立入など）、飛来物などが原因のものです。
自然災害	降雨、強風、地震など、自然災害が原因のものです。

※　２０１７年度冬期は函館圏において記録的な豪雪に見舞われ、ご利用のお客様に大変ご迷惑をお掛けしました。気象庁はじめ関係機関の天気情報により、相当の大雪が予想された際、計画的に列車を運休させて頂きました。

雪害により、お客様を長時間列車に閉じ込めてしまうなど、ご迷惑をお掛けすることのないよう、今後も安全運行に努めてまいります。

５．行政指導等

２０１７年度に行政指導等はありませんでした。

６．安全確保の取り組み

列車の安全運行体制とお客様の安全確保を図るため、２０１７年度には以下の取り組みを進めてきました。

なお、２０１７年度以降も引き続き、社員の教育訓練や安全に係わる各種会議の開催、地域等と連携した異常時訓練の実施など、「鉄道輸送の安全性を最優先する」という「安全の基本理念」の更なる徹底に向けた取り組みを進めてまいります。

（１）教育訓練等

① 運転士の教育、訓練

・定例訓練

年度計画に基づき、全運転士を対象に毎月実施しました。

・シミュレーター訓練

年度計画に基づき、ＪＲ北海道函館運輸所において、運転シミュレーターによる異常時取扱い訓練を実施しました。（年２回／人）

② 施設系統社員の教育

・施設保守係員の教育

年度計画に基づき、施設を保守管理する社員（協力会社の社員を含む）に対して、保守管理の重要性について定期的に机上・実技で教育を実施しました。特に、線路閉鎖工事等の運転取扱いに関する教育・訓練を定期的に実施しました。

・電気保守係員の教育

毎月実施している電気安全会議で、「電気関係係員における教育及び訓練等実施要領」に基づき、電気社員の教育及び訓練を実施しました。また、毎年４月に実施している電気社員安全教育でインシデント教育や三大労働災害防止の指導をしました。

③ 冬期除雪社員の教育

・入冬期前研修

冬期体制に入る前に、本社社員及び冬期パートナー社員に安全手順と触車事故防止及び労働災害事故防止に対する過去の事故事例を参考に教育を実施しました。

・折返し研修

冬期間前半に他会社で発生した「待避誤り」等の事象を自箇所に置き換え「他山の石」として検証し、基本動作・基本作業の重要性に

ついて再指導を行いました。

④ 車両の保守管理及び社員教育

・車両の保守管理

車両の作業については、作業後に複数人のチェックを実施するなど確実な検修体制を構築し、事故防止を図っています。常に感受性を持った作業を心がけ、予防保全に努めています。

・車両保守係員教育

年度計画に基づき、過去の重要な車両故障事例とその原因や背後要因を学ぶ「撲滅故障ゼロ」など教育指導訓練を実施しました。

（２）各種会議等

① 安全管理アドバイザリー会議の開催（平成 29 年 7 月 21 日）

第三者による外部からの視点を確保するため、外部有識者等からなる安全管理アドバイザリー会議を設置し、鉄道輸送の安全性確保のための維持管理方法など、安全対策全般について助言を受けました。

【主な議題】

・平成 29 年度安全推進計画について

・貨物列車の走行安全性向上に関する取り組みについて

② 安全推進委員会

社長を委員長とした安全推進委員会を２ヶ月に１回開催し、障害等の発生状況や再発防止対策を審議しました。

③ 安全統括管理者安全ミーティング

危険な事象や安全を脅かす事象について、特に緊急性の高い事案ついては安全統括管理者を中心に速やかにメンバーを招集し、優先的に問題点を見つけ出し対策を講じました。

【主な取り組み】

冬期の安全対策について各部門の責任者が集まり、電気融雪器の有効な管理方法や除雪作業中に誤ってポイントが転換した事象について、原因を探り対策を講じました。

誤ってポイントを制御してもポイントを転換させないための挟み木を使用

（３）踏切事故防止啓発

①全国交通安全運動実施期間（春：４月６日～１５日、秋：９月２１日～３０日）に合わせて、踏切事故防止啓発を鉄道警察隊の協力を得て沿線の踏切で実施しました。

②久根別駅構内大野道道踏切に「先づまり危険、一旦停止で安全確認」看板を設置しドライバーに注意喚起を行いました。

「踏切一旦停止」のぼりを立て踏切事故防止啓発中の様子

「先づまり危険」看板設置（大野道道踏切）

（４）普通救命講習の開催

・ 函館市消防本部隊員により、心肺蘇生法及びＡＥＤの取り扱い訓練を受け、救命救急に必要な知識の習得に努めています。

心肺蘇生法を訓練する様子

ＡＥＤの取り扱いを訓練する様子

（５）北斗市災害図上訓練の参加

「津波防災の日」に伴い、大きな災害が起きた場合を想定し、地図に必要な施設を確認しながら記載する訓練に参加し、駅周辺の施設を確認しました。

（６）鉄道運行の安全の取り組み

線路・電路及び鉄道設備の安全性確保のため、軌道強化、老朽取替等の設備投資、検査結果等を適正に反映した修繕を実施しました。

① 高速軌道検測車（ＪＲ北海道から借用）による軌道変位検査実施

・鉄道の軌道変位を高速で走行しながら測定する検測車で年間４回測定しています。

・軌道の狂いを瞬時に記録し、基準値超過等を知らせてくれるもので、冬期を含め通年で測定が可能になりました。

② レール探傷車（ＪＲ北海道から借用）の投入

・レールを敷設したまま、レール内部の傷を見つけることができるレール探傷車により検査を実施しています。

・レール探傷検査により、突然レールが折れる事象等を防止することができます。

③ マクラギの１本管理

・列車脱線を未然に防止するため、マクラギを１本単位で管理しています。

道南いさりび鉄道線の大半は耐久性の高いコンクリートマクラギですが、橋や分岐器には木マクラギが残っており、検査データを基に腐食や損傷したマクラギは速やかに新しいものに交換しています。

④ 電気設備管理システム（ＤＥＥＣＳ）の活用

・外注化している検査業務をシステム上で管理することにより、不良箇所を把握し修繕や取替を行い、設備の維持管理を実施しています。

・設備の点検結果及び不良箇所を確認している様子

⑤ 車両検修作業の技術継承及び事故防止の取り組み

・作業は複数人でチェックを実施しています。

・新人社員は机上で知識を習得後、実車で実務経験を行います。

・ボルトの締め付けを二人で確認している様子

・新人社員が現地指導を受けている様子

（７）お客様へのお願い

① 踏切・線路内立ち入り等の事故防止

踏切の無理な横断や、線路内無断立ち入りによる列車との事故は、多くの場合、生命にかかわる重大な結果を招きます。

当社では、沿線の行政機関や警察署等のご指導とご協力をいただきながら事故防止を呼びかけました。

② 踏切通行に係わる主な注意事項

≪踏切の前では必ず「一旦停止」して安全確認!!≫

踏切の前では必ず一旦停止して、前方の滞留状況などもよく確かめて、安全を確認してから通行して下さい。

踏切内が詰まっている時は、たとえ警報機が鳴っていなくても進入しないで下さい

踏切の前では
必ず一旦停止

≪警報機が鳴り始めたら、無理な横断はしない!!≫

警報機が鳴り始めたら、踏切内は進入禁止です。

決して無理な横断はせず、踏切前で必ず止まってください。

≪制限表示の高さを超える車は絶対進入しない!!≫

踏切には高さ制限（４．５ｍ）があります。
制限を超えると感電や架線切断等、
大事故の危険があります。

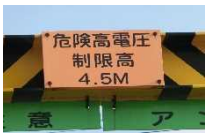

クレーン車・ユニック車のアームのしまい忘れ等に注意して下さい。

③ 踏切でのトラブル対処法

≪踏切事故防止啓発用リーフレット≫

７．その他

（１）関係者との協議

・ 北海道警察函館方面本部とＪＲ北海道函館支社、ＪＲ貨物北海道支社函館ブロックが設置していた連絡協議会に、開業後、構成メンバーとして新たに参加し、緊密な連絡体制の保持とともに、情報交換を行い、鉄道施設における公安維持と鉄道輸送業務の円滑化を図りました。

・ 北海道警察函館方面本部と当社線における事件・事故の抑止及び対応に関する協定を締結、平常時から緊密な協力体制を構築するとともに、お客様の安全の確保と円滑な列車運行を目指してきました。

・ 「消防機関とＪＲといさりび鉄道の３者協定」を締結し、鉄道災害における安全対策の向上に向けて連携を強化し、より迅速かつ効果的な消防活動を実施することで、鉄道利用者の安全確保に努めました。

・ 「函館市交通安全計画策定会議」及び「北斗市通学路交通安全対策会議」の委員として、地域や学校、保護者、行政機関と連携しながら安全対策を推進しました。

（２）お客様のご意見等

混雑時や繁忙期の定期列車及び団体列車へ乗車し、お客様への観光案内を行うと共に、現状サービスの確認やホームページにお問い合わせ先フォームによるご意見などを収集しました。

また、グッズ類の販売を行うなど、サービスの向上に努めました。

（３）保健衛生対策等

・ 新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき当社として「 新型インフルエンザ等対策業務計画」の策定に取り組みました。

・ 社員の健康管理として定期健康診断と人間ドックの管理・慫慂を実施するとともに、産業医による職場巡回を活用した健康相談と健康指導に取り組みました。

・ 季節に応じた、熱中症予防対策・スズメバチ等蜂刺され防止対策・感

染予防対策してノロウイルス対策などに取り組みました。

・労働者の危険又は健康障害対策としてリスクアセスメント対策、受動喫煙対策、メンタルヘルス対策として健康計画ストレスチェック実施計画の策定に取り組みました。

・労働環境の改善については、現在、経済産業省で推奨している優良な健康経営を実践している大企業や中小企業の法人を顕彰する制度への取組「健康経営優良法人」の認定取得に向けた取組を、当社としてプロジェクト結成して取り組むこととしました。

・安全管理体制の確立のため安全衛生委員会を設置し、安全と健康の確保、快適な作業環境の形成を促進しました。

８．安全報告書に対するご感想・ご意見等について

安全報告書の内容や当社の安全への取り組みに対するご感想・ご意見等につきましては、電話や郵送のほか、ホームページの「お問い合わせ」サイトなどでお伺いしておりますので、どうぞお寄せください。

いただきましたご感想・ご意見等は、お客様へのサービス向上・充実等に役立てていきます。

＜問い合わせ先＞

道南いさりび鉄道株式会社

〒040-0063　函館市若松町１２番５号

TEL 0138-83-1977　　FAX 0138-83-1978

ホームページ　http://www.shr-isaribi.jp/

※　ホームページからは、画面下の「お問い合わせ」にアクセスいただき、ご意見等をお寄せください。

※ 電話によるお問い合わせは、月曜～金曜日の 9 時 00 分～17 時 00 分にお願いいたします。